

# 学童保育所利用規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程（以下「規程」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第5条第1項にもとづき、学童保育所に登所する児童の保護者（以下「保護者」という）が、利用にあたって遵守すべき事項について定める。

### (利用対象児童)

第2条 上尾市内の小学校に就学する児童であつて、または上尾市に在住し上尾市外の小学校に通う児童であること。

(1) 下記の一から三に掲げる保護者の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童。

- 一 保護者が就労のため放課後の保育が困難であること。
- 二 保護者又は家族の疾病等により保育が困難であること。
- 三 父または母の不存在（父親または母親がいない場合）

(2) その他の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童で、理事会が認める事由があること。

### (規程の遵守)

第3条 学童保育所を利用する児童の保護者は、この規程並びに法人が定める規程を遵守しなければならない。

### (児童の送迎等)

第4条 児童の送迎に関しては、保護者が責任を負う。学童からの一人帰りは認めない。尚、学童から習い事などに行く事は法人として許可することは無く、各保護者の責任とする。欠席の場合は必ず保護者が連絡すること。

### (保育料等の納入)

第5条 保護者は、法人が定める保護者負担金等を期日までに遅滞なく納入しなければならない。

### (口座振替の原則)

第6条 保護者負担金等の納入は原則として口座振替により、保護者は予め引き落とし口座を法人に届けるものとし、次の各号に従って手続きをしなければならない。

- (1) 期日までに振替手数料を含む必要額を届出た口座に準備する。
- (2) 口座振替ができない事由があるときは速やかに法人に報告する。
- (3) 入所当初等、口座手続き未了の場合は、その都度法人が指定する方法で納入する。
- (4) 残高不足等、保護者の事情により口座振替不能の場合は、保護者は別途法人が指定

する期日までに法人が指定する金融機関の口座に、本来口座引き落としをされるべき金額を振り込むこととする。その際の振込手数料は保護者の負担とする。

- 2 入所金等、振替口座開設以前に納入すべき費用については第17条、第18条及び第19条の規定による。

## 第2章 保護者の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は職員と連携し、学童保育所の事業の運営（保護者会や行事等）に主体的に参画する。

## 第3章 保護者会

(共同の保育)

第8条 保護者会は、保護者と職員により構成される。

- 2 保護者及び職員は、保護者会において情報を交換し、相互理解を深め、児童の健全な育成のために協力する。
- 3 学童保育及び職員の役割への理解を深めるため、保護者は積極的に学習会等への参加に努める。
- 4 保護者は、学童運営のみならず学童保育の充実と発展のための活動に協力する。
- 5 地域と連携を図り、地域のイベントにも積極的に参加するように努める。

## 第4章 開設時間

(開設期間)

第9条 学童保育所の開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(開設日)

第10条 開設日は、月曜日から土曜日とする。（祝日を除く）

- (1) 平日（月曜日から金曜日の学校開校日）
- (2) 学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、開校記念日、県民の日等）

(開設時間)

第11条 開設時間は、保育を行う時間帯をいう。

- (1) 月曜日から金曜日の開設時間は、学校授業終了時刻から午後7時までとする。
- (2) 土曜日の開設時間は、午前8時から午後6時までとする。
- (3) 学校休業日等の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。
- (4) その他、法人は特別に指定した時間に学童保育所を開設することができる。

(受入時間)

第11条の2 受入時間は、入所児童を施設内に留め置く時間帯をいう。

- (1) 学校休業日（平日）においては、午前7時30分から午前8時までとする。

- (2) 土曜日においては、午後 6 時から午後 7 時までとする。
- (3) その他、法人は特別に指定した時間に受入時間を設定することができる。

(閉所日)

第 1 2 条 閉所日を次の各号に示す。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む）
- (3) 年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
- (4) その他法人が定める日
- (5) 臨時閉所日：児童の安全確保が困難な場合は閉所とする。（災害・事件・感染症等）

## 第 5 章 入所・退所等

(入所手続き)

第 1 3 条 入所に際して入所希望者は所定の書類を提出し入所審査基準に基づく審査や法人の入所管理委員会による審査を受けなければならない。入所決定後についても所定の書類を提出し、第 1 8 条に定める入所金及び第 1 9 条に定める保護者負担金等を納めなければならない。

- 2 入所に必要な書類の提出は法人事務局が示した方法による。
- 3 初めて学童保育所に入所を申請する入所希望者は、法人が行う新規入所説明会もしくは事務局が行う入所説明を必ず受けなければならない。
- 4 入所が決定した学童保育所から他の学童保育所への自己都合による転所は認めない。
- 5 学童保育所を分離分割する際に保護者会や法人入所管理委員会等で新たな入所先となる学童保育所を決定したのちに退所した場合、再入所先学童保育所は新たな入所先学童保育所として決定した学童保育所とする。

(新 1 年生の入所)

第 1 4 条 新 1 年生の入所は 4 月 1 日からとする。（1 日が休日の場合は翌日からとする。）

(退所手続き)

第 1 5 条 やむを得ず承認期間内に退所する場合は、保護者は所定の退所届を事務局に提出しなければならない。

- 2 退所届は退所月の末日までに提出する。但し、末日が休日の場合は直前の開所日までに提出する。
- 3 保護者負担金等は退所日の月までは月単位で全額納入することとする。（日割り計算はしない）
- 4 保護者負担金、超過料金の滞納がある場合、退所届は原則として受理しない。

(休所)

第16条 休所とは、学童の在籍児童が傷病その他の事由により、登所の意志があるにもかかわらず不可能な場合において、月初から月末まで、月単位で登所できない場合を言う。休所する場合には、休所届を提出すること。休所時の保護者負担金については第19条に定める。

- 2 学校が伝染性疾患等の理由により出席停止等の扱いとなる場合には、他の児童等への感染を防止するために、学童への登所停止とする。
- 3 その他、休所扱いに準じる事例の場合には、常任理事会において協議する。

## 第6章 保護者負担金等

### (入所金)

第17条 入所金は1児童につき13,000円とする。

- 2 入所金は指定する日時までに納入すること。
- 3 入所金は小学校在学中に1回のみ納付とし、原則として理由の如何を問わず返還しない。

### (保護者負担金)

第18条 毎月の保護者負担金は別表1に定める。

- 2 保護者負担金のうち、学童保育所における食料費（おやつ代）、教材費、行事費、消耗品費、その他の各5項目を保育費として使用し、残りは法人運営経費、学童保育所運営経費とする。項目ごとの金額は財務委員会にて決定する。
- 3 保育費のうちの食料費は、アレルギー対応のためおやつを提供できない児童に対しては返金する。

### (保育の特例)

第19条 保護者負担金には以下の各項の特例を設ける。

#### 2 ひとり親・就学援助減免

保護者の申請により、次に掲げる(1)～(2)のいずれかに該当する場合

- (1)一人親家庭または両親のいない家庭の児童
- (2)就学援助を申請して対象となった家庭の児童

#### 3 多子特例減免

保護者負担金は、保護者を同じとする3人以上の児童が入所している場合、学年が下の児童から2人分について納付し、3人目より上の児童は保育費のみの支払とする。

4 休所の特例 1ヶ月の開設日の半分以上休所する場合は、保護者負担金を別途考慮する。

5 1月1日、4月1日、8月1日の各日に途中入所する児童は、前月に始まる小学校の長期休み期間中、1日につき1,000円の日割負担金を支払うことで入所日前の学童保育所登所を認める。

### (滞納)

第20条 保護者負担金の滞納が発生した場合は、以下の対応をとり、速やかな納付を促す。

- (1) 引き落としがされなかった翌月に督促状を出す。
- (2) さらに引き落としがされなかった場合には直接連絡をする。
- (3) 連絡した月内に納入確認ができない場合は退所を勧告する。
- (4) 退所勧告（2ヶ月滞納）を受けた会員が再度2ヶ月滞納を行った場合は、理事会にて氏名公表の上強制退所とする。尚、その者が再入所を希望する時は、保証人を必要とする。

2 保護者負担金の滞納がある場合、学童保育所の次年度以降の継続入所及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

(超過料金)

第21条 第11条に規定する開設時間及び受入時間内に保護者の引き取りがなかった場合、1世帯1日につき、15分ごとに1000円の超過料金を支払わなければならない。

2 超過料金の滞納がある場合、学童保育所の継続入所申請及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

## 第7章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

附則

1. この規程は2007年4月1日から施行する。
2. この規程は改定後2010年4月1日から施行する。
3. この規程は改定後2010年8月1日から施行する。
4. この規程は改定後2011年4月1日から施行する。
5. この規程は改定後2011年10月1日から施行する。
6. この規程は改定後2012年1月1日から施行する。
7. この規程は改定後2012年8月1日から施行する。
8. この規程は改定後2016年1月1日から施行する。
9. この規程は改定後2017年10月1日から施行する。
10. この規程は改定後2018年4月1日から施行する。
11. この規程は改定後2019年3月1日から施行する。
12. この規程は改定後2020年4月1日から施行する。

別表 1. 保護者負担金基本額 (1 カ月単位)

	1～3 年生	4 年生	5～6 年生
基本	14,000 円	13,500 円	12,000 円
減免	9,700 円	9,600 円	8,500 円
1 世帯 2 人目	13,000 円	12,500 円	11,000 円
3 人目以上	2,650 円	2,650 円	2,650 円

2006. 12. 1 起案・修正	2006. 02. 02 修正	2007. 3. 9 修正
	2007 年 3 月 22 日第 15 回理事会承認	
2007. 6. 18. 改正案提出	2007 年 7 月 4 日第 22 回理事会承認	
	2010 年 3 月 25 日第 57 回理事会承認	
	2010 年 6 月 30 日第 60 回理事会承認	
	2010 年 7 月 29 日第 61 回理事会承認	
	2011 年 6 月 23 日第 71 回理事会承認	
	2011 年 10 月 27 日第 74 回理事会承認	
	2012 年 8 月 25 日第 83 回理事会承認	
2015. 12. 16. 改正案提出	2015 年 12 月 16 日第 126 回理事会承認	
2017. 9. 27. 改定案提出	2017 年 9 月 27 日第 153 回理事会承認	
2018. 3. 29. 改定案提出	2018 年 3 月 29 日第 159 回理事会承認	
2019. 2. 28 改定案提出	2019 年 2 月 28 日第 173 回理事会承認	
	2019 年 10 月 21 日第 182 回理事会提案	
	2019 年 10 月 30 日第 184 回理事会承認	
	2020 年 2 月 18 日第 188 回理事会提案	
	2020 年 3 月 25 日第 189 回理事会承認	

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの

であることにかんがみ、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会(以下、「本会」とい

う。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、

本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

る。

- 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関しては、別に規程を定める。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は

個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等により特定の個人を識

別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することがで

き、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成

したもの

ロ イに掲げるもののほか、紙媒体等で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又

は分類することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に

構成した情報の集合物であって、目次、索引その他の検索を容易にするためのものを

有するもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停

止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるものの以外のものを

いう。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又

は財産に危害が及びおそれがあるもの

ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法若しくは不当な行為を助長

し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他

国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関と

の交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その

他の公共の安全と秩序の維持に支障が及びおそれがあるもの

(5) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(6) 従業者

本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者（本会の役員、正規職員、嘱託職員、契約職員、パート職員およびアルバイト職員のほか、派遣労働者、本会の委嘱を受けて活動する会員および実習生等を含む。）をいう。

#### （本会の責務）

**第3条** 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報の利用及び取得等

#### （利用目的の特定）

**第4条** 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

#### （利用目的による制限）

**第5条** 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の法人その他の団体から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前二条の規定により特定された利用目的の範囲を超え



て個人情報を取り  
扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

#### (取得の制限)

**第6条** 本会は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。ただし、法令又は条例に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことのできないものである場合は、この限りではない。

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版又は報道等により公にされているとき。

(5) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

(6) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 本会は、前項第4号、第5号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

#### (取得に際しての利用目的の通知等)

**第7条** 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合

を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- る。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
  - 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
  - 4 前三項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。
    - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
    - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### 第3章 個人データの適正管理

#### (データ内容の正確性の確保)

第8条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つように努めるものとする。

#### (個人データの安全管理措置)

第9条 本会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

#### (個人データの破棄等)

第10条 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

#### (従業者の監督)

第11条 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### (委託先の監督)

第12条 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講

すべき措置を明らかにし、その取り扱いが委託された個人データの安全管理が図られるように、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 第4章 個人データの第三者提供

### (個人データの第三者提供)

第13条 本会は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 本会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 本会は前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その

旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人

人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責

任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人

に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 第5章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 本会は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得

る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 本会の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項、次条第1項、第16条又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求めに

応ずる手続（第20条の規定により手数料の額を定めたときには、その手数料の額を含む。）

(4) 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められ

たときは本人に対し遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決

定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第15条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識

別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を

求められたときは、本人に対し開示をするものとする。ただし、開示することにより次の

各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ

がある場合

- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の求めの申出をした者の同意がある

ときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

#### (保有個人データの訂正、追加及び削除)

**第 16 条** 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でない

という理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下、この条において

「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定に

より特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、

遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行

うものとする。

2 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部につ

いて訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅

滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む)を通知するものとする。

#### (利用停止等)

**第 17 条** 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条の規定に違反

して取り扱われているという理由又は第 6 条の規定に違反して取得されたものであるとい

う理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下、この条において「利

用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した

ときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止

等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場

合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため

必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 13 条第 1 項の規定に違

反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提

供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞

なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本会は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

#### (理由の説明)

**第18条** 本会は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するように努めるものとする。

#### (開示等の求めに応じる手続)

**第19条** 本会は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項

若しくは第2項の規定による求め(以下、この条において「開示等の求め」という。)に

つき、その申出先として個人情報取扱窓口を設けるものとし、次の各号に掲げる開示等の

求めを受け付ける方法については別に定めるものとする。

(1) 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ

っては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の方式その他の開示等の

求めの方式

(2) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法

(3) 次条第1項の手数料の徴収方法

2 本会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定する

に足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本会は、本人が容易かつ

的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の

提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 開示等の求めは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、又は開示等の求めをするこ

- とにつき本人が委任した代理人によってすることができる。
- 4 本会は、前三項の規定に基づき開示等の求めを受け付ける方法を定めるに当たっては、  
本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

#### (手数料)

- 第20条** 本会は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第15条第1項の規定  
による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 前項の手数料については、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、  
別に定めるものとする。

## 第6章 組織及び体制

#### (個人情報保護管理者)

- 第21条** 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、  
本会における個人  
情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会の事務局長をもってこれに充てるものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、本会の代表理事の指示及びこの規程の定めに基づき、適正管理  
対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又  
は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、あらかじめ従業員の中から個人情報保護担当者を指名し、当該  
個人情報保護担当者に、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を委任することができる。

#### (苦情対応)

- 第22条** 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下、「苦情」という。）  
があったと  
きは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 前項の目的を達成するため、本会に苦情対応責任者を置くと共に、苦情  
処理窓口を設け  
るものとし、更にその他の必要な体制整備を行うものとする。
- 3 苦情対応責任者は、本会の事務局長をもってこれに充てるものとする。
- 4 苦情対応責任者は、あらかじめ指名した従業員に苦情対応の業務の一部を委任する  
ことができる。その場合は、委任した業務の内容を明確にしておくものとする。

#### (従業員の義務)

- 第23条** 本会の役員、職員、会員又はその他の従業員は、この規程を遵守するものとし、  
また、業務上又は活動上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的に使用してはならない。また、その職を退いた後又はその資格を喪失した後も同様とする。

2 この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会の代表理事に報告するとともに、適切な措置をとるよう指示するものとする。

## 第7章 雑 則

(その他)

第24条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

この規程は、2015年12月16日改正、2016年1月1日から施行する。

2007.03.07 第

13回理事会承認

2015.12.16 第126回理事会承認